

(法律相談料)

第十一条 法律相談料は、次表のとおりとする

初回市民法律相談料	三〇分ごとに五、〇〇〇円
一般法律相談料	三〇分ごとに五、〇〇〇円以上二万五、〇〇〇円以下

2 前項の初回市民法律相談とは、事件単位で個人から受ける初めての法律相談であって、事業に関する相談を除くものをいい、一般法律相談とは、初回市民法律相談以外の法律相談をいう。

旧会規一〇条一号に対応。

初回市民法律相談料に関する規定は新設であり、一般法律相談料について上限を設けた点も新設である。

法律相談料の意義は三条二項を参照されたい。依頼者が既に相手方と法的紛争について係争中(交渉・裁判手続)の場合であっても、その対応を指導するに止まる場合は法律相談である。

相談に対し即答することなく調査の上回答をする場合も含まれる。後日事務所で口頭で回答をする場合、電話である場合もあるが、書面に作成し郵送又はファクシミリで送信すること、ワープロ又はコンピュータのワープロソフトを使用して作成した回答を電子メールで依頼者のコンピュータに送信し又はファックスモデムを使用して依頼者のファクシミリに送信する場合も含まれる。複雑な法律相談であって回答迄に相当の調査を必要とし、内容が書面による鑑定といいう程度のものに達しているのであれば、文書を送付又はファクシミリ送信、電子的に送信することが、一二条所定の書面による鑑定に該当する場合がある。

このようなケースは、相談の段階である程度見当がつくことが多いと思われるが、依頼者に対して法律相談ではなく書面による鑑定となることについて説明した上で弁護士報酬を決定する必要がある。

1、初回市民法律相談

事件単位で個人から受ける初めての法律相談であって、事業に関する相談を除くもの。

事件単位というのは、別の日に、同じ個人の依頼者から別の事業に関しない相談を受けた場合も初回市民法律相談という趣旨である。

2、一般法律相談

初回市民法律相談以外の法律相談。

初回法律相談が長引き日を改めて、二回目に来る場合は一般法律相談である。この場合、次回

の法律相談料の単価について（初回市民法律相談料と同額の五、〇〇〇円とする場合が多いと思われるが、これと異なる場合も含めてその金額を）予め相談者に告知しておくことが望ましい。

3、算定方法

ア、初回市民法律相談

報酬規程では三〇分ごとに五、〇〇〇円から一万円の範囲内の一定額とし、各単位会に具体的金額の決定を委ねたが、東弁報酬会規では、三〇分ごとに五、〇〇〇円と定められた。三〇分ごととは四五分の場合一万円として計算するということである。

イ、一般法律相談

三〇分ごとに五、〇〇〇円以上三万五、〇〇〇円以下

ウ、時間制による例外

三九条一項は二章ないし四章及び七章の規定によらないで時間制により弁護士報酬を算定することを許容しているので、時間制による場合は、初回市民法律相談料の金額によらないことが認められている。

今回の改正規程の立案段階では、法律相談料については時間単位で報酬を決定していることから、時間制を認めないとの案も検討されたが、渉外事務所などの業務実態に配慮し例外を認めたものである。

従つて、通常の事件処理において時間制を採用していないにも拘らず、法律相談についての

み時間制を採用するなどして、初回市民法律相談料等の適用を免れることは、好ましくないものである。

(書面による鑑定料)

第十二条 書面による鑑定料は、次のとおりとする。

書面による鑑定料 二〇万円以上三〇万円以下

2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができる。

旧会規一〇条二号に対応。

書面による鑑定の意義は、三条二項を参照されたい。

鑑定書面を作成し交付ないし郵送する場合が多いであろう。

しかし、鑑定書面をファクシミリで送信すること、ワープロ又はコンピュータのワープロソフトを使用して作成した鑑定文書を電子メールで依頼者のコンピュータに送信し又はファックスモデムを使用して依頼者のファクシミリに送信する場合も含まれる。

当然のことであるが、法律上の判断又は意見表明が書面になつていればよいのではなく、口頭

の鑑定ではなく書面の鑑定といいう程度のものであることを必要とする。

旧会規一〇条二号が一〇万円以上と規定していたのに對し、一項は原則として二〇万円以上三〇万円以下と定めた。

事案が特に複雑又は特殊な事情があるときについて二項は、依頼者と協議の上これを超える書面による鑑定料を受けることができるとした。七条一項に従いどのような点が特に複雑・特殊なのかを説明する必要があることは当然である。

第三章 着手金及び報酬金

第一節 民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第十三条 本節の着手金及び報酬金については、この会規に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

旧会規一五条に対応する。

着手金・報酬金の意義は三条二項を参照されたい。